

厚生労働省における政策評価実施要領

平成19年4月
厚生労働省政策評価官室
平成19年9月、平成20年3月、
平成21年3月一部変更

厚生労働省における政策評価実施要領目次

第1章	総則	1
第2章	実績評価実施要領	2
第3章	事業評価（事前）実施要領	15
第4章	事業評価（事後）実施要領	23
第5章	総合評価実施要領	30
第6章	モニタリング実施要領	35
第7章	水道施設整備事業評価実施要領	41
第8章	研究開発評価実施要領	41
第9章	成果重視事業評価実施要領	42
第10章	規制の事前評価実施要領	49

[別紙]

別紙1	実績評価書様式	1
別紙2	事業評価書（事前）様式	6
別紙3	事業評価書（事後）様式	9
別紙4	総合評価書様式	12
別紙5	モニタリング結果報告書様式	14
別紙6	成果重視事業評価書様式	18
別紙7	規制影響分析書様式	21

[別添]

別添1	「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号）
別添2-1	「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健水発第0712002号）
別添2-2	「水資源機構事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健水発第0712002号）
別添3	「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）
別添4	「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成17年8月25日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

[参考添付]

「行政関与の在り方に関する基準」（平成8年12月16日行政改革委員会策定）
の「行政関与の可否に関する基準」

第1章 総則

平成19年度から23年度までの厚生労働省における政策評価の実施については、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」(平成19年3月30日厚生労働大臣決定。平成19年9月28日、平成20年3月31日一部変更。以下「基本計画」という。)及び毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」(以下「実施計画」という。)に規定する方針によることとするが、具体的な評価の手順及び評価書の記入方法については本実施要領によることとし、評価の実施方法毎に第2章以下に定める。

なお、評価書の作成に当たっては、次の点に留意する。

【留意点】

1. 語尾を「〇〇である。」「〇〇だった。」のような平易な言葉とし、項目を列記する場合は、体言止めとする。
2. 項目を列記する場合には、「①、②、③」を用い、これを更に細分化して列記する場合は、「i、ii、iii」を用いる。
3. 国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底が政策評価の主要な目的の一つであることに鑑み、厚生労働行政等について専門的知識を有しない者が理解できるよう、わかりやすい用語・表現の使用を心がける。
4. わかりやすい評価書となるよう、
 - (1) 必要に応じて、白書、審議会報告書等で使用する図表・グラフ等を活用し、別紙による補足資料が必要な場合は、1～2枚程度を評価書に添付する。
 - (2) 評価書において使用するデータについては、可能な限り資料が掲載されている URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くするよう心がける。
 - (3) 施策目標に関連する主な出来事、事件及びこれらに対する対応の状況、今後の課題については言及する。

第2章 実績評価実施要領

1. 評価の趣旨

実績評価は、政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価するものであり、厚生労働行政全般の業務の見直しに資することを目的とするものである。

なお、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会中間まとめ」の指摘等を踏まえ、平成21年度評価より、評価指標の大幅な見直し（可能な限りアウトカム指標化）を行うとともに、新たに個別目標毎に評価対象事務事業を選定し、より深く分析の上、評価を行うこととする。

また、評価対象事務事業の選定・評価にあたっては、行政コストの節減・効率化の観点を踏まえつつ、これを行うこととする。

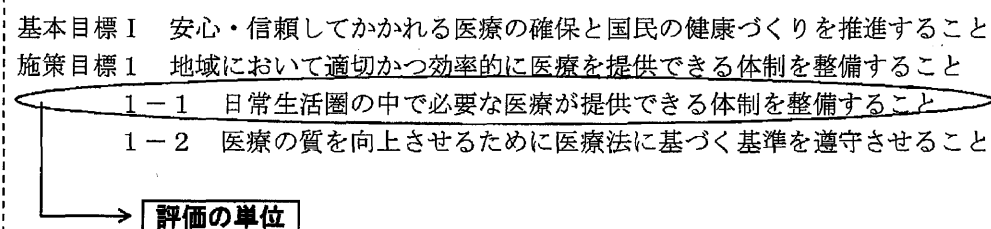
2. 評価対象等

(1) 評価の対象

実績評価に係る評価対象については、実施計画において実績評価を行うこととされた施策目標を対象として実施する。

(2) 評価の単位

実績評価は、政策体系（基本計画及び実施計画に定める政策体系をいう。以下同じ。）のうち、施策目標（枝）を単位として実施する。



(3) 評価の時期

評価予定表（実施計画に定める評価予定表をいう。以下同じ。）に定められた年度の実績について評価を実施する（原則として平成21年度に実施する実績評価は、その前年度である平成20年度の実績を中心として行うこととなる。）。

3. 評価の手順

- (1) 政策体系の施策目標の担当部局は、評価予定表に基づいて本実施要領別紙1の様式に必要な事項を記入して実績評価書を作成し、政策評価官室に提出する。
- (2) 施策目標が複数の担当部局にまたがる場合には、主たる政策を所管している担当部局がとりまとめることとし、1つの評価書として政策評価官室に提出する。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
- (4) 担当部局は、必要に応じて政策評価官室の技術的助言等を踏まえた修正をし、実績評価書を取りまとめる。
- (5) 担当部局は、とりまとめた実績評価書をもとに、全府省共通様式として総務省が提示して

いる「政策評価書要旨」を参考にして実績評価書要旨を作成し、政策評価官室に提出する。
また、政策評価官室は、必要に応じて実績評価書要旨の作成を支援する。なお、実績評価書要旨の記載方法等については、別に定める。

- (6) 政策評価官室は、実績評価書要旨を実績評価書とともに公表し、あわせて実績評価書を総務省へ通知する。
- (7) 実績評価書を取りまとめた後、担当部局は、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に報告する。政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめ、総務省へ通知する。

記入方法

○実績評価書作成の流れ（参考）

実績評価は、

- (1) 個々の具体的な事務事業（評価対象事務事業）の実施状況の評価等を踏まえ、個別目標の評価を行い、
- (2) (1) の評価の集積結果として施策目標全体の評価を行う。
従って、標準的な実績評価書の記載の順番は以下の通りとなる。
- ① 「1. 政策体系上の位置づけ等」、「2. 現状分析（施策の必要性）」、「6. 特記事項」を記入。
- ② 「4. 個別目標に関する評価」中、「個別目標を達成するための評価対象事業等の評価」欄を記入
- ③ ②を踏まえて、個別目標に係る指標により達成度を測りながら「4. 個別目標に関する評価」の残りの欄を記入
- ④ 各個別目標の評価結果（③の評価結果）の集積を踏まえて、施策目標に係る指標により達成度を測りながら「3. 施策目標に関する評価」を記入
- ⑤ 「5. 評価結果の分類」「7. 本評価書に関連する他の実績評価書」を記入

○評価の対象となる施策目標等

評価予定表において当該年度に実績評価を行うこととされた施策目標について実績評価書を作成する。

- (1) 評価書の右上に評価の対象とする基本目標、施策目標の番号を記入する。
- (2) 「評価の対象となる施策目標」欄には、政策体系に定めた施策目標（枝）を記入する。
- (3) 日付については、実績評価書を取りまとめる際に政策評価官室で一括して記入する。
- (4) なお、実績評価書において、評価の対象となる「評価対象事務事業」は、以下の基準により選定する。

- A 個別目標を達成する手段として重要な役割を果たすと考えられる事業
- B 会計検査院から問題点を指摘されている事業、3年以上継続している事業、多額の不用額が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業等、支出の削減・効率化の観点から評価を必要とすると考えられる事業
- C ムダゼロ指摘事項において個別に指摘を受けた事業

※ モニタリングについても、B・Cに該当する事業については、同様に事業の評価を行うものとする。

○「1. 政策体系上の位置付け等」の記入

(1) 評価の対象となる基本目標、施策目標とそれぞれの番号、個別目標及び評価対象事務事業を記入する。また、評価の対象となる施策目標（枝）の部分は、字体をゴシックにして記入する。

また、実施計画において重点評価課題としたものは、該当する施策目標又は個別目標の欄外に「※重点評価課題」と記入し、あわせて重点評価課題名を括弧書きで記入する。

(2) 「施策の概要（目的・根拠法令等）」欄には、当該施策の目的及び根拠となる法令等を端的に記入する。また、本欄に記入した内容は、実績評価書要旨における「施策の概要」欄に転記する。

(3) 「主管部局・課室」欄には、当該施策目標を達成するために実施している政策のうち主なものを所管している部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係する政策を所管している部局・課室名を記入する。

「評価の対象となる施策目標」欄及び政策体系の記入例

(V-2-2)

実績評価書

評価対象の施策目標
(枝) 番号を記入
 平成 年 月

評価の対象となる施策目標	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等 をすること
--------------	---------------------------------

施策目標 (枝) 名を記入

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
施策目標	2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
施策目標	2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること

ゴシック体で記入

個別目標 1	障害者への支援を図ること
--------	--------------

※重点評価課題 (障害者の職業訓練の充実)

(評価対象事務事業)	重点評価課題名を () で、ゴシック体で記入
・	
・	

個別目標 2	母子家庭の母等への支援を図ること
--------	------------------

(評価対象事務事業)	
・	
・	

「1. 政策体系上の位置付け等」の「施策の概要 (目的・根拠法令等)」の記入例 (平成19年度に作成した実績評価書I-12-2から引用)

※ 図表を使用した例